

平成3年3月15日

藤沢市教育委員会
教育長 神 部 昭 三 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

藤沢公民館使用許可業務に係るコンピュータ利用について（答申）

平成3年2月21日付藤教藤公第28号をもって諮問された、藤沢公民館使用許可業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、藤沢公民館使用許可業務に係るコンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 当公民館には本館と分館があるが、施設の使用許可業務についてはそれぞれ独立して行っているのが現状であり、使用申請や問い合わせをする市民に不便な思いをさせることが多い。
- ・ そこで、コンピュータを利用することにより、本館・分館どちらでも両館の使用申請手続きや、使用状況及び予約状況の確認ができるようなシステムに改善し、市民サービスの向上と事務の効率化を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、藤沢公民館使用許可業務に係るコンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性
 - ① 両館とも組織上一体となっている施設であり、利用する市民の利便性を考慮すれば、どちらでも使用申請手続きや、問い合わせに応じられるようなシステムに改善する必要性は認められる。

② これらをすべて手作業で行うことは困難であり、市民サービスはもとより、事務の効率化を図るためにも、コンピュータを利用する必要性は認められる。

・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、利用団体の代表者氏名・住所・電話番号・社会活動・趣味であり、本業務に関する必要最小限の情報であると認められる。

・ 他のファイルとの結合

本業務に係るシステムについては、湘南台公民館のソフトウェアを利用することになっているが、湘南台文化センター内に設置されたホストコンピュータから専用回線で端末機に接続されるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、個人情報の適正な取扱いと安全確保のために必要な事項を定めた「藤沢公民館使用許可業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき運用されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上